

運動部活動基本方針

尾道市立浦崎中学校

1 本方針策定の趣旨等

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る方針」を策定するという方向性が示された。

そこで、本校では、尾道市教育委員会が平成30年10月に策定した「運動部活動の方針」に則り、本方針を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、校長が定めた活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出する。

イ 上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 生徒の数や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

ア 休養日

■学期中

週2日（原則毎週水曜日と日曜日）の休養日を設ける。

（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

■長期休業中

週1日（原則毎週日曜日）の休養日を設ける。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うこ

とができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

令和6年度＝令和6年8月10日～18日、12月28日～令和6年1月5日

※期間中に大会などがある場合は、別に休養期間を設ける。

イ 活動時間（1日の活動時間）

できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

学期中 平日：2時間程度 土・日・祝日：3～4時間程度

長期休業中 平日：3時間程度 土・日・祝日：3～4時間程度

○具体的な活動時間

時期	活動時間（学期中）		長期休業中
		放課後の活動	
4月～10月	<u>長くとも1日2時間程度とする。</u>	<u>16時10分～17時40分</u>	各部活動の計画に基づくが、長くとも1日3～4時間程度とする。 ※原則1日練習はしない。
11月～1月		<u>16時10分～16時45分</u>	
2月～3月		<u>16時10分～17時10分</u>	

※その日の天候や気温などにより、活動時間を中止・短縮する場合がある。

(2) 休養日及び活動時間の設定

本方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機づけとなるものが考えられる。

(2) 地域との連携等

校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 参加する大会数の上限

運動部が参加する大会は、中学校体育連盟の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて定めることとする。

(2) 参加する大会等の精査

上記の目安等を踏まえ、参加する大会等を精査する。